官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務二一）　二
○株式会社日本貿易保険に交付される国債の発行等に関する省令（財務五〇）　二
〔法規的告示〕
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件（厚生労働二八四）　二
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（同二八五）　二
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務二八八）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六五）　三
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務二四六）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二四七）　三
○雇用保険法第十八条第一項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（厚生労働二八六）　四
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二八七）　四
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同二八八）　四
○雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同二八九）　四
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づき、同法第三十三条第二項の登録をした件（経済産業九二）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（同九三）　四
○自転車競技法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき、競技実施法人として指定を更新した件（同九四）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通一〇〇八）　五
○船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件（同一〇〇九～一〇一二）　五
○船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（同一〇一三～一〇一六）　六
○道路に関する件（四国地方整備局五四～五六）　六
○道路に関する件（北海道開発局五四）　七
〔国会事項〕
宮内庁　公正取引委員会　七
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　八
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、迫川上流土地改良区の定款変更の認可、公示送達関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一七
会社その他

省　令

○外務省令第二十一号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
外務省組織規則	外務省組織規則
第一章　内部部局等	**第一章**　内部部局等
第三節　アジア大洋州局	**第三節**　アジア大洋州局
（地域調整官及び企画官）	［新設］
第二十三条　南西アジア課に、地域調整官及び企画官それぞれ一人を置く。	**第二十三条**　南西アジア課に、地域調整官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　企画官は、命を受けて、南西アジア課の所掌事務のうち日本国とインドとの間の経済に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。	［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

○財務省令第五十号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）附則第三条第五項、第四条第三項及び第五条第三項の規定に基づき、株式会社日本貿易保険に交付される国債の発行等に関する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき

株式会社日本貿易保険に交付される国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

第一条　貿易保険法附則第三条第一項の規定により発行する国債（以下単に「国債」という。）の名称は、株式会社日本貿易保険特定引受業務国庫債券とする。

（国債の発行等）

第二条　政府は、国債を発行しようとするときは、当該国債の発行、償還、返還及び消却（次項において「発行等」という。）に関し必要な事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

2　日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、国債の発行等に関し必要な事務を取り扱うものとする。

3　前項に規定する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（適用除外）

第三条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条及び第三十四条の規定は、国債については適用しない。

（額面金額）

第四条　株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）に交付する国債に係る国債証券の額面金額は、交付する都度必要な金額（当該国債の一部につき償還を行った場合にあっては、当該金額から当該国債の一部につき償還を行った金額の合計額を控除した金額）とする。

（償還の手続）

第五条　政府は、会社から国債の償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の償還を行うときは、その償還を行う金額を日本銀行における会社の指定する金融機関の勘定に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第六条　政府は、会社から貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）附則第三条に規定する登録の請求に基づき登録を行った国債について、その登録金額の一部につき償還の請求を受け、当該請求に係る金額の償還を行った場合には、当該登録金額から当該償還金額を減額するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百八十四号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり定め、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件（令和七年厚生労働省告示第二百十五号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　五千四百八十円

二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項から第七項までの規定による変更後の額　五千四百八十円以上一万三千四百九十円以下の額

○厚生労働省告示第二百八十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第九項の規定に基づき、令和八年八月一日以後の同条第八項に規定する控除額を千四百二十九円とし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（令和七年厚生労働省告示第二百十六号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

その他告示

○総務省告示第二百八十八号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和八年五月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋元司後援会	秋元　武明	酒井　貴文	東京都江東区東陽五―三一―二一
亜細亜連合政友会	佐藤　鐵雄	樋口　武弘	東京都中野区東中野四―三〇―一六
IRAN LIBERAL DEMOCRATIC PARTY	マルダニ真秀豊	佐々木カヴェ	神奈川県横浜市中区本牧三之谷三―二二

うえだともかず後援会	植田　智一	植田　智一	東京都大田区蒲田五―三六―六
海風	相原　倫子	大泉　政浩	神奈川県藤沢市片瀬海岸一―一二―一七
ＮＨＫから国民を守る党	梶谷　秀一	梶谷美紗子	東京都杉並区成田西二―一六―三
大津みちよ保守後援会	大津みちよ	大津　芳美	大阪府吹田市円山町五一―二九
かわべ大輔後援会	河邊　大輔	河邊　大輔	千葉県市川市行徳駅前二―二一―二二
がんばろう日本	片田　広明	片田　宏子	東京都中野区中央二―三〇―九
九州絆の会	吉田　喜德	間地　達雄	福岡県久留米市日ノ出町六六
憲政院外議員倶楽部	小林　興起	前田由美子	東京都千代田区永田町二―一七―一〇
憲政倶楽部議員連盟	福田　恵之	太田　清久	東京都千代田区永田町二―一七―一〇
減税自由党	尾原　德和	中島　清	愛知県名古屋市昭和区福江二―一二―六
交政会	矢口　進	矢口　進	東京都多摩市豊ヶ丘二―一―六
晄洋舎	渡邉　晄市	渡邉　晄市	長野県駒ヶ根市経塚四―一
国家力党日本支部	ケアータナー	ブンヌウン	神奈川県高座郡寒川町小動二六―三
子どもの意見を尊重し支援カランコエ党	吉田加奈子	吉田加奈子	神奈川県平塚市西真土一―九―五三
ゴルフ党	小松　賢	小松　賢	東京都港区新橋五―一二―七
財団法人あすなろ会	石橋　龍也	石橋　龍也	福岡県福岡市東区香住ヶ丘七―一〇―三四
桜井崇後援会	櫻井　崇	櫻井　浩子	千葉県千葉市花見川区幕張本郷二―七―四
品川はやと後援会	品川　隼人	品川　隼人	東京都台東区西浅草一―二―五
自由市民連合	藤原　啓	藤原　啓	神奈川県横浜市泉区上飯田町四五四三―一
自由民主党同志会	福田　晃丈	辻川　隆弘	東京都千代田区永田町二―一七―一〇
殉國機関	真部義一郎	石田　義之	東京都中央区銀座六―三―一六
新時代政策研究会	村石　浩	宮口　哲也	東京都豊島区駒込三―一―三
青雲同志会	武石　正弘	武石　正弘	大阪府堺市美原区南余部三六一―一
生活経済再生倶楽部	萩原　一夫	萩原　章二	東京都新宿区百人町二―二四―二〇
正久会	山本　剛	折元　洋巳	大阪府高槻市松原町二―六
政治経済懇話会全国連合会	名城　幸雄	名城　幸雄	東京都多摩市乞田一二一六―三
政治結社臥龍塾	小井田幸鵄	青木　均	岡山県倉敷市北畝三―七―一二
政治結社玄武連合協議会	高山　正章	高山　正章	高知県香南市吉川町吉原一五六九―七九
政治結社護国青年社	造田　憲孝	造田　憲孝	大阪府大阪市淀川区十八条三―二―一六
政治結社新日本広靖社	杉本　瑛郎	岡崎　春治	大阪府大阪市城東区永田三―一四―一五
政治結社大日本愛国赤心塾	佐野　城二	後藤　基治	神奈川県秦野市柳町二―八―九
政治結社大日本泰誠同志會	林田　竜太	林田　竜太	愛知県あま市森三―八―一
政治結社日本宮清塾	大宮　俊英	大宮　俊英	広島県福山市柳津町五一六―一〇
政治結社令和維新塾総本部	中野　伸吾	中野　伸吾	兵庫県丹波市山南町和田四七二―二
政治団体未来會鹿児島総本部	中村　未来	中村　優子	鹿児島県鹿児島市武岡一―二五―一
政令指定都市政策協議会	森　敏明	山田　益男	神奈川県川崎市川崎区宮本町一
全国物流対策協会	小西　勝則	古矢　伸次	埼玉県吉川市会野谷二―一七―一
全日本同和事業会	早乙女榮三	草薙　英治	埼玉県さいたま市見沼区小深作五六二―一
第二院クラブ	辺見　廣明	原　秀介	東京都大田区北千束二―三二―一一
大日本天誠團	内田　春雄	前原　一治	神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町三〇六
地球環境研究会	酒井　貴文	酒井　貴文	東京都江東区東陽五―三一―二一
天命党	小畑　治彦	西方　敏弘	大阪府東大阪市楠根二―一二―一三
東亜政経調査会	大西　裕一	大西　裕一	大阪府東大阪市上四条一〇―九
闘心塾	石田　義之	阿部川英輝	東京都中央区銀座六―三―一六
動物愛護党	河邊　大輔	河邊　大輔	千葉県市川市行徳駅前二―二一―二二
豊島清風会	熊﨑　碧	熊﨑　碧	東京都豊島区南長崎四―六―一四
永田町タイムスＪａｐａｎ	小笠原浩之	福田　恵之	東京都千代田区永田町二―一七―一〇
にほん再生党	新井　裕美	新井　康次	千葉県野田市野田六七七―一
日本実践自由党	高木　義明	丸山　良三	東京都目黒区上目黒三―六―五
日本中小企業政治連盟	左近充尚典	村田　堅一	東京都大田区下丸子二―一三―三
日本の健康と医療を良くする会	原田　晃	田淵　百合	東京都目黒区青葉台一―二七―一〇
日本の物流を改革する党	細井　克則	小島　糾史	群馬県前橋市下新田町六四〇―六
ネットいちばん党	清瀬　裕矢	清瀬　裕矢	愛知県豊橋市南栄町字東山二二八番地一
富士山神上大愛神道菊栄豊国協会	賀陽　豊	中山　織恵	東京都新宿区高田馬場一―二一―一三
本気塾	田中裕一郎	井川　喜智	大阪府大阪市北区豊崎二―六―一一
メタバース党	松下　忠寛	松下　忠寛	東京都港区港南四―六―一
要人警護共生機構	福田　恵之	福田　真之	東京都千代田区永田町二―一七―一〇
よい清明後援会	吉井　清明	吉井　清明	広島県広島市安佐南区伴南一―二八―一六
理想政治研究会	山田　智信	永瀬　欽司	神奈川県横浜市港北区新横浜二―二―一
励眞会	花田　励	花田　励	高知県安芸市染井町六―二二
黎明社	長澤　正弘	明石　和雄	神奈川県横浜市南区中島町二―二七―二

○法務省告示第六十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年七月三十一日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

東岡　弘高

○外務省告示第二百四十六号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定（令和八年条約第八号）について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を令和八年六月三十日に通告し、タジキスタン共和国はこれを同日に受領した。タジキスタン共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を通告し、我が国はこれを令和八年七月十三日に受領した。同協定は、その第二十九条1の規定に従い、令和八年八月十二日に効力を生ずる。

令和八年七月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百四十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月二十一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年七月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月二十一日
発行年月日　令和七年十月六日
旅券番号　ＭＶ〇八三三八七三

○厚生労働省告示第二百八十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号。以下「法」という。）第十八条第一項の規定に基づき、令和八年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第四項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（令和七年厚生労働省告示第二百一号）は、令和八年七月三十一日限り廃止す

る。ただし、適用日前の法第十三条第一項の基本手当の日額の算定、法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である同項に規定する高年齢受給資格者に係る同条第一項の高年齢求職者給付金の額の算定及び法第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日が適用日前である同項に規定する特例受給資格者に係る同条第一項の特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　法第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　三千百円以上五千四百八十円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　五千四百八十円以上一万三千四百九十円以下（法第十六条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、五千四百八十円以上一万二千百二十円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　三千百円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万七千四百円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万八千二百二十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万六千五百四十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万四千九百円

○厚生労働省告示第二百八十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、令和八年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千四百二十九円に変更し、雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（令和七年厚生労働省告示第二百二号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第二百八十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十九万七千三百六十九円に変更し、令和八年八月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金（同項の高年齢雇用継続基本給付金をいう。以下同じ。）の額及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金（同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金をいう。以下同じ。）の額の算定について適用し、雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（令和七年厚生労働省告示第二百三号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額及び同月以前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第二百八十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の十二第九項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件（令和六年厚生労働省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正し、令和八年八月以後の支給対象月における育児時短就業給付金（同条第一項の育児時短就業給付金をいう。以下同じ。）の額の算定について適用する。ただし、同年七月以前の支給対象月における育児時短就業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

本則中「四十七万一千三百九十三円」を「四十八万四千百二十一円」に改める。

○経済産業省告示第九十二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十条第一項の規定に基づき、次のように同法第三十三条第二項の登録をしたので、同法第七十二条第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	登録をした日
BSIグループジャパン株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号OCEANGATEMINATOMIRAI3階	令和八年七月六日
一般財団法人日本海事協会	東京都千代田区紀尾井町4番7号	令和八年七月十五日
株式会社サステナビリティ会計事務所	東京都千代田区麹町二丁目4番地	令和八年七月十五日

○経済産業省告示第九十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5317	株式会社全東信	大阪府大阪市中央区島之内一丁目十四番十四号　東信ビル	令和八年七月六日から令和九年七月五日まで

○経済産業省告示第九十四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。）第三十九条第二項において準用する法第三十八条第一項の規定に基づき、令和八年七月二十一日付けで競技実施法人として次の法人の指定を更新したので、法第三十九条第二項において準用する法第三十八条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　名称　一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会

二　住所　東京都千代田区富士見二丁目四番十一号

三　事務所の所在地　東京都千代田区富士見二丁目四番十一号

○国土交通省告示第千八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒坪川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十七年建設省告示第二千百八十七号で指定した同号三五に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、一点と三点及び二点と四点を昭和四十七年建設省告示第二千百八十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに三点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53′24.4875″	133°04′18.5040″
2	34°53′23.9630″	133°04′20.9259″
3	34°53′13.4596″	133°04′21.1173″
4	34°53′12.6325″	133°04′22.5550″

○国土交通省告示第千九号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和八年八月一日から適用し、令和七年国土交通省告示第七百七十三号（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（以下「省令」という。）第四条第三項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する国土交通大臣が定める算定方法により算定した金額とする方法とする。

一　省令第四条第三項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千二百三円未満の場合　三千二百三円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千二百三円以上五千四百八十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千四百八十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千四百八十円を減じた額（ただし、当該額が八千十円を超えるときは、その額とする。）を八千十円で除して得た率

○国土交通省告示第千十号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第十一条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千二百三円未満の場合　三千二百三円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千二百三円以上五千四百八十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千四百八十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千四百八十円を減じた額（ただし、当該額が八千十円を超えるときは、その額とする。）を八千十円で除して得た率

○国土交通省告示第千十一号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和八年八月一日から適用し、令和七年国土交通省告示第七百七十五号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（以下「省令」という。）第九条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　省令第九条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千二百三円未満の場合　三千二百三円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千二百三円以上五千四百八十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千四百八十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千四百八十円を減じた額（ただし、当該額が八千十円を超えるときは、その額とする。）を八千十円で除して得た率

○国土交通省告示第千十二号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年国土交通省告示第七百七十六号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（以下「省令」という。）第九条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　省令第九条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千二百三円未満の場合　三千二百三円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千二百三円以上五千四百八十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千四百八十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千四百八十円を減じた額（ただし、当該額が八千十円を超えるときは、その額とする。）を八千十円で除して得た率

○国土交通省告示第千十三号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千四百二十九円とし、令和八年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和七年国土交通省告示第七百七十七号（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第千十四号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千四百二十九円とし、令和八年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和七年国土交通省告示第七百七十八号（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第千十五号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千四百二十九円とし、令和八年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和七年国土交通省告示第七百七十九号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第千十六号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千四百二十九円とし、令和八年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和七年国土交通省告示第七百八十号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

○四国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡安田町安田字向ヱ一四〇番一地先から安芸市伊尾木字ドンドノ西三七四番一まで	前	A　九・七七～一二・六四	四二・三六メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一二・六四～一五七・二五	三・四一三キロメートル	
	後	A　九・七七～一二・六四	四二・三六メートル	
		B・C・D　一二・六四～一五七・二五	九・〇九七キロメートル	
		D　一五七・二五～四・六五六		

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東かがわ市伊座字垣之内三六六番五から同市伊座字池繁三一四番一まで	前	二二・五二～二九・三六メートル	〇・〇〇五キロメートル
	後	二三・七〇～二九・三六	〇・〇〇五

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	東かがわ市伊座字垣之内三六六番五から同市伊座字池繁三二四番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月三十一日

○北海道開発局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月三十一日

北海道開発局長　岡下　淳一

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　三十九号　北海道上川郡上川町字層雲峡大函から同町字層雲峡まで

一般国道　二百七十三号　北海道上川郡上川町字層雲峡地内

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　コア技術統括本部　アクセス技術本部　インフラシステム設計部長　高橋　英司

住所　東京都新宿区西新宿二丁目三番二号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和八年六月十五日から当該協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

通知書受領

七月二十八日内閣から衆議院議員橋本幹彦提出防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員西村智奈美提出ギャンブルの日常化の防止等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河村たかし提出真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河村たかし提出動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院

答弁書受領

七月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石橋通宏提出持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問に対する答弁書（第八〇号）

参議院議員ラサール石井提出六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問に対する答弁書（第八一号）

参議院議員ラサール石井提出国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問に対する答弁書（第八二号）

参議院議員ラサール石井提出国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問に対する答弁書（第八三号）

参議院議員ラサール石井提出第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問に対する答弁書（第八四号）

参議院議員ラサール石井提出国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問に対する答弁書（第八五号）

参議院議員ラサール石井提出ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問に対する答弁書（第八六号）

参議院議員ラサール石井提出同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問に対する答弁書（第八七号）

参議院議員ラサール石井提出ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問に対する答弁書（第八八号）

参議院議員ラサール石井提出パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問に対する答弁書（第八九号）

参議院議員羽田次郎提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問に対する答弁書（第九〇号）

参議院議員伊勢崎賢治提出帰化審査の厳格化に関する質問に対する答弁書（第九一号）

参議院議員伊勢崎賢治提出在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問に対する答弁書（第九二号）

参議院議員吉良よし子提出関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問に対する答弁書（第九三号）

参議院議員辻元清美提出ペトリオットＰＡＣ－２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問に対する答弁書（第九四号）

参議院議員石垣のりこ提出将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問に対する答弁書（第九五号）

参議院議員石垣のりこ提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問に対する答弁書（第九六号）

通知書受領

七月二十八日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ提出相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問（第九七号）（答弁することができる期限　七月三十一日）

参議院議員牧山ひろえ提出労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問（第九八号）（同　七月三十一日）

参議院議員大島九州男提出独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問（第九九号）（同　七月三十一日）

参議院議員大島九州男提出歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問（第一〇〇号）（同　七月三十一日）

参議院議員仁比聡平提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問（第一〇一号）（同　七月三十一日）

参議院議員蓮舫提出養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問（第一〇二号）（同　七月三十一日）

参議院議員奥田ふみよ提出高齢者の生活苦に関する質問（第一〇三号）（同　七月三十一日）

参議院議員牧山ひろえ提出参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問（第一〇四号）（同　七月三十一日）

参議院議員石垣のりこ提出留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問（第一〇五号）（同　七月三十一日）

参議院議員福島みずほ提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問（第一〇六号）（同　八月四日）

参議院議員福島みずほ提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問（第一〇七号）（同　八月四日）

参議院議員福島みずほ提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問（第一〇八号）（同　八月四日）

参議院議員小西洋之提出防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問（第一〇九号）（同　八月四日）

参議院議員小西洋之提出国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問（第一一〇号）（同　八月四日）

参議院議員小西洋之提出日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問（第一一一号）（同　八月四日）

参議院議員小西洋之提出皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問（第一一二号）（同　八月四日）

人事異動

宮内庁

（管理部管理課長）内閣府事務官　伊藤　良治

管理部宮殿管理官の併任を解除する

（長官官房総務課報道室長）同　中村　克祥

管理部宮殿管理官に昇任させる

（内閣府大臣官房公文書管理課企画官心得）同　田原　太郎

長官官房秘書課付に転任させる

長官官房秘書課調査企画室長に昇任させる

長官官房秘書課調査企画室公文書監理室長に併任する

（長官官房秘書課調査企画室長）同　青木　淳一

長官官房総務課報道室長に配置換する

長官官房秘書課調査企画室公文書監理室長の併任を解除する（以上七月二十九日）

公正取引委員会

（北海道事務所長）内閣府事務官　鈴木　芳久
官房付に転任させる（七月二十七日）
（官房付）内閣府事務官　鈴木　芳久
辞職を承認する
（経済取引局取引部上席取引適正化検査官（取引適正化検査管理官のもとの第二上席取引適正化検査官））同　唐澤　斉
官房総務課会計室長に配置換する
（消費者庁表示対策課上席景品・表示調査官）同　高橋佑美子
公正取引委員会事務総局官房国際課企画官に転任させる
（デジタル庁統括官付参事官（デジタル事務官）　吉川　泰宇
公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長に転任させる
（経済取引局調整課長）内閣府事務官　田邊　貴紀
経済取引局企業結合課長に配置換する
（経済取引局取引部取引企画課取引調査室長）同　片岡　克俊
経済取引局企業結合課上席企業結合調査官に配置換する
（経済取引局取引部企業取引課フリーランス取引適正化室長）同　小林　慎弥
経済取引局取引部取引企画課取引調査室長に配置換する
（財務省理財局財政投融資総括課財政投融資企画官）財務事務官　天井健太郎
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課フリーランス取引適正化室長に転任させる
（近畿中国四国事務所四国支所長）内閣府事務官　清水　敬
経済取引局取引部上席取引適正化検査官（取引適正化検査管理官のもとの第二上席取引適正化検査官）に転任させる
（中部事務所総務管理官）同　加瀬川晃啓
審査局管理企画課課徴金減免管理官に転任させる
（審査局審査長（第五審査長）のもとの審査専門官（審査長補佐（総括担当）））同　阿部　憲明
審査局管理企画課公正競争監視室長に昇任させる
（審査局犯則審査部特別審査長（第一特別審査長））同　山口　正行
審査局管理企画課審査能力開発研究官に配置換する
（経済取引局企業結合課長）同　奥村　豪
審査局審査長（第一審査長）に配置換する
（審査局審査長（第一審査長））同　池田　卓郎
審査局犯則審査部特別審査長（第一特別審査長）に配置換する
（官房付）同　神田　哲也
審査局犯則審査部特別審査長（第二特別審査長）に配置換する
（官房総務課会計室長）同　福田秀一郎
北海道事務所長に転任させる
（官房付）同　瀬戸口丈博
中部事務所総務管理官に昇任させる
（審査局管理企画課公正競争監視室長）同　藤岡　賢史
近畿中国四国事務所四国支所長に転任させる
（経済取引局企業結合課上席企業結合調査官）同　岸本　宏之
審査局犯則審査部特別審査長に昇任させる
官房付に配置換する
（審査局管理企画課課徴金減免管理官）同　高山　英樹
消費者庁に出向させる
（審査局犯則審査部特別審査長（第二特別審査長））同　下津　秀幸
デジタル庁に出向させる
（官房国際課企画官）同　朝倉　真一
財務省に出向させる（以上七月二十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モロッコ国王陛下の御即位記念日につき、七月二十九日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年七月三十一日
四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
東かがわ市伊座字垣之内三六六番五から同市伊座字池繁三二四番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月三十一日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年７月31日
国土交通大臣　金子　恭之

地域	種類	縮尺	実施時期	所属	番号	図名	摘要
宇都宮	地形図	2万5千分1	令和８年	宇都宮	11—4	深谷	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	〃	〃	12—3	三ケ尻	〃
〃	〃	〃	〃	東京	9—3	越生	〃
〃	〃	〃	〃	高田	16—2	若槻	〃
〃	〃	〃	〃	長野	6—3	北軽井沢	〃
〃	〃	〃	〃	長野	6—4	浅間山	〃
〃	〃	〃	〃	長野	10—3	真田	〃
〃	〃	〃	〃	長野	10—4	上田	〃
〃	〃	〃	〃	長野	14—1	坂城	〃
〃	〃	〃	〃	長野	14—2	別所温泉	〃
〃	〃	〃	〃	長野	14—4	信濃西条	〃
〃	〃	〃	〃	長野	15—1	武石	〃
〃	〃	〃	〃	長野	15—2	和田	〃
〃	〃	〃	〃	長野	15—3	三才山	〃

〃	〃	〃	長	野	15—4	山	辺	〃	〃	〃
〃	〃	〃	長	野	16—2	南	大	塩	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	5—2	金	峰	山	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	6—1	川		浦	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	6—2	塩		山	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	7—3	甲		府	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—1	八ヶ岳東部			〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—2	谷		戸	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—3	八ヶ岳西部			〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	9—4	小	淵	沢	〃	〃	〃
〃	〃	〃	甲	府	11—3	夜	叉	神	峠	〃	〃	〃

備考　地図の刊行日　令和８年８月１日

公　告

諸　事　項

迫川上流土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年５月27日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年７月31日

東北農政局長　永井　春信

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

債権者集会期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号
千葉県八街市山田台281番地
清算株式会社　株式会社碧巌
代表清算人　鎌滝　　一
１　決定年月日　令和８年７月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（ヒ）第２０１９号
東京都中央区日本橋本町３丁目３番６号
清算株式会社　株式会社マリンナノファイバー
代表清算人　酒向伸幸
１　決定年月日　令和８年７月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１００２号
神奈川県鎌倉市腰越３丁目１４番１２号
清算株式会社　株式会社堤工業
代表清算人　　堤　　俊博
１　決定年月日　令和８年７月１６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００３号
東京都品川区戸越３丁目１番17号
清算株式会社　ＨＥＬＬＯｔｒａｄｉｎｇ株式会社
１　決定年月日　令和８年７月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和8年（ヒ）第3013号
大阪市中央区安土町３丁目４番５号
清算株式会社　菱栄商事株式会社
1　決定年月日　令和8年7月16日
2　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００２号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社サンライト
代表清算人　　佐野芳章
1　決定年月日　令和８年７月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、残存資産から必要な費用を控除した残額である30万1036円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（ヒ）第１００１号
岡山県津山市北園町42番地13
清算株式会社　株式会社ｓａｔｅｒａ
代表清算人　　佐野芳章
1　決定年月日　令和８年７月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、株式会社日本政策金融公庫に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、令和７年８月15日までの借入金利息として1万6684円を弁済する。
2　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、残存資産から必要な費用及び前項の弁済額を控除した残額である63万7391円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
3　前２項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
4　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（ヒ）第１０１６号
名古屋市瑞穂区上山町１丁目１６番地
清算株式会社　　株式会社モダンガーデン
代表清算人　　鈴木貴美
1　決定年月日　令和８年７月１３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において、協定債権のうち基準日令和7年12月5日までに発生した債権を「一般債権」、同月6日以降に発生した利息及び遅延損害金債権を「基準日後利息等」という。
2　清算株式会社は、協定債権者鈴木貴美を除く各協定債権者（以下「本件各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヵ月以内に、資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権額の4.5497593061％の金員を弁済する。ただし、一般債権に弁済率を乗じて生じる1円未満の端数は、いったん切り捨て、弁済原資に達するまで端数が大きい順に1円未満を切り上げる。
3　協定に基づく弁済は、本件各協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、清算株式会社が負担する。
4　本件各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権額から弁済額を控除した残額及び基準日後利息等の全額につき、その債務を免除する。
5　協定債権者鈴木貴美は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
6　第2項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件各協定債権者が第4項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　七十八頁（号外第一四七号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　七十四頁（号外第一四七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　七十八頁（号外第一四七号）

令和八年七月三十一日
札幌市豊平区中の島一条九丁目四番一号
（甲）北ガスフレアスト株式会社
代表取締役　若狭　純一
札幌市東区東雁来六条二丁目六番一八号
（乙）日南産業株式会社
代表取締役　若狭　純一
北海道北見市北七条東一丁目一番地一
（丙）北ガスフレアスト北見株式会社
代表取締役　若狭　純一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.triple-double.co.jp/

令和八年七月三十一日
東京都新宿区西新宿六丁目一二番一号
（甲）株式会社ジェネレーションパス
代表取締役　岡本　洋明
東京都新宿区西新宿六丁目一二番一号西新宿パークウエストビル五階
（乙）株式会社トリプルダブル
代表取締役　桐原　幸彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://forge.tokyo/bs/

令和八年七月三十一日
東京都新宿区西新宿六丁目一二番一号
（甲）株式会社ジェネレーションパス
代表取締役　岡本　洋明
東京都新宿区西新宿六丁目一二番一号
（乙）株式会社フォージ
代表取締役　安藤　公亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月三十一日
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（甲）ＯＱＩ01株式会社
代表取締役　三宅　誠一
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（乙）ＯＱＩ01　Ｓｅｃｏｎｄ株式会社
代表取締役　三宅　誠一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十四日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hirayamastaff.co.jp/hirayama/information/koukoku/index.html

（乙）https://www.topeng.co.jp/koukoku.html

令和八年七月三十一日
東京都港区港南一丁目八番四〇号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川六階
（甲）株式会社平山
代表取締役　平山　善一
東京都港区港南二丁目四番三号
（乙）株式会社トップエンジニアリング
代表取締役　有泉　剛士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://yusenfudousan.com/

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十七日
掲載頁　六十六頁（号外第七十二号）

令和八年七月三十一日
東京都港区西新橋三丁目二三番五号
（甲）郵船不動産株式会社
代表取締役　大西　英士
横浜市鶴見区大黒町九番地一七
（乙）共立エステート株式会社
代表取締役　岩田　雄次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年六月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　胆江日日新聞
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　七頁

令和八年七月三十一日
長野県下伊那郡阿智村智里四〇七番地
（甲）株式会社綿半リゾート
代表取締役　野原　勇
長野県飯田市龍江七四五四番地
（乙）株式会社龍峡亭
代表取締役　鷲美　克実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　八十九頁（号外第一四七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　一三〇頁（号外第一四七号）

令和八年七月三十一日
岐阜県羽島郡岐南町上印食七丁目一番地
（甲）株式会社ホンダカーズ岐阜
代表取締役　西谷　隆志
岐阜県多治見市光ケ丘一丁目一九番地
（乙）株式会社ホンダプリモ光ケ丘
代表取締役　西谷　隆志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　二頁

令和八年七月三十一日

大阪市中央区東心斎橋一丁目一九番一〇号

（甲）岩伸産業株式会社

代表取締役　岩村　稔

大阪市浪速区元町二丁目三番八号

（乙）岩伸ワンエイト株式会社

代表取締役　岩村　稔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　二十三頁

令和八年七月三十一日

兵庫県神戸市長田区大谷町三丁目二三番三三号

（甲）株式会社扇弘興産

代表取締役　村田　裕亮

兵庫県神戸市長田区大谷町三丁目二三番三三号

（乙）スターハイヤー株式会社

代表取締役　村田　裕亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　九十四頁（号外第一六二号）

令和八年七月三十一日

山口県下関市細江新町二番一号

（甲）株式会社定慧

代表取締役　福本　涼子

福岡市博多区博多駅前二丁目一八番一号

（乙）株式会社ロードエルジン

代表取締役　福本　涼子

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して、甲は乙の営むｄヘルスケア事業に関する権利義務の一部及び乙が保有する株式会社ミナカラの株式の保有・管理に関する事業を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　四頁

（乙）https://www.docomo.ne.jp/

令和八年七月三十一日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）ＮＴＴプレシジョンメディシン株式会社

代表取締役　是川　幸士

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

（乙）株式会社ＮＴＴドコモ

代表取締役　前田　義晃

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＮｅｗ　Ｒｅａｌ　Ｗｏｒｌｄ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十二日

掲載頁　八十五頁（号外第二七九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　一四九頁（号外第二八四号）

令和八年七月三十一日

東京都新宿区筑土八幡町二番一号

（甲）株式会社ＥＰメディエイト

代表取締役　丹治　公典

東京都新宿区下宮比町二番二三号

（乙）イーピーエス株式会社

代表取締役　髙井　紀幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は自らの広島県、山口県および島根県における水処理装置のメンテナンス・サービスに係る事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項の簡易分割の規定により、乙は同法第七九六条第一項の略式分割の規定により、それぞれ株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を行うことを決定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、左記会社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済

（乙）https://west-japan.kurita.co.jp/

令和八年七月三十一日

東京都中野区中野四丁目一〇番一号

（甲）栗田工業株式会社

取締役　代表執行役社長　江尻　裕彦

大阪府大阪市北区天満橋一丁目八番三〇号

（乙）クリタ西日本株式会社

代表取締役社長　佐々木　勝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の情報機器事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月三十一日

東京都渋谷区恵比寿三丁目八番一号

（甲）株式会社Ｔａｍｕ　Ｒａｄｉａｎｃｅ

代表取締役　石田　和好

東京都練馬区東大泉一丁目一九番四三号

（乙）株式会社タムラ製作所

代表取締役社長　中村　充孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマイ広報紙事業並びに自治体向けＷＥＢサイト運営及び管理に係る一部の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://spiral-locas.co.jp/

（乙）https://www.spiral-platform.co.jp/

令和八年七月三十一日

名古屋市中村区名駅南二丁目一四番一九号

（甲）スパイラルローキャス株式会社

代表取締役　中島　秀典

東京都港区赤坂二丁目九番一一号

（乙）スパイラル株式会社

代表取締役　佐谷　宣昭

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ザイマックスサラ（乙、住所東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号）の東海エリアの清掃事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　一九七頁（号外第一四〇号）

令和八年七月三十一日

愛知県名古屋市中区栄四丁目二番二九号

株式会社ザイマックスサラ東海

代表取締役　新島　剛

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ザイマックスサラ（乙、住所東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号）の関西エリアの清掃事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一九八頁（号外第一四〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一九七頁（号外第一四〇号）

令和八年七月三十一日
大阪府大阪市北区堂島一丁目一番五号
株式会社ザイマックスサラ関西
代表取締役　松田　智恵

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の位置情報サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ、また乙は甲の車載事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://micware.co.jp/
（乙）https://micware.co.jp/

令和八年七月三十一日
神戸市中央区浪花町五九番地
（甲）株式会社ミックウェアナビゲーションズ
代表取締役　今井田健太
神戸市中央区浪花町五九番地
（乙）株式会社ミックウェアモビリティ
代表取締役　亀田　卓司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の位置情報サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させ、また乙は甲の車載事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://micware.co.jp/
（乙）https://micware.co.jp/

令和八年七月三十一日
神戸市中央区浪花町五九番地
（甲）株式会社ミックウェアナビゲーションズ
代表取締役　今井田健太
神戸市中央区浪花町五九番地
（乙）株式会社ミックウェアオートモーティブ
代表取締役　北川　智弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の位置情報サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://micware.co.jp/
（乙）https://micware.co.jp/

令和八年七月三十一日
神戸市中央区浪花町五九番地
（甲）株式会社ミックウェアナビゲーションズ
代表取締役　今井田健太
神戸市中央区浪花町五九番地
（乙）株式会社ミックウェア
代表取締役　鳴島　健二

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ザイマックスサラ（乙、住所東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号）の九州エリアの清掃事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一九七頁（号外第一四〇号）

令和八年七月三十一日
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一八番地
株式会社ザイマックスサラ九州
代表取締役　原田　徹哉

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社池田すみれ（住所北九州市小倉北区馬借一丁目五番二―八〇一号）及び株式会社池田桜（住所北九州市小倉北区馬借一丁目五番二―八〇一号）に対して当社の資産運用事業及び不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三十一日
北九州市小倉北区白銀一丁目四番一四号
有限会社イケダ・ドラッグ・ストアー
取締役　池田　充宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｐｉｅｃｅ　ｏｆ　Ｓｕｐｐｏｒｔとします。

効力発生日は令和八年十月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日
札幌市中央区北十二条西十六丁目一番二六―五〇三号
Ｐｉｅｃｅ　ｏｆ　Ｓｕｐｐｏｒｔ合同会社
代表社員　武山奈津子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社日興とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日
札幌市手稲区富丘四条四丁目二番一号
日興物産合同会社
代表社員　門脇　俊克

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＢＡＲＡＴＩＥとし、効力発生日は令和八年十月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日
北海道千歳市北陽八丁目九番一二号
合同会社Ｊ．ＡＸＩＳ
代表社員　佐々木　武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ｉｔｏとします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年八月二十五日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日
埼玉県東松山市旗立台三〇番地四九
合同会社スタイ
代表社員　浜崎　岬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更後の商号は株式会社日興とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日
東京都台東区上野六丁目一六番一八号上野都信ビル七Ｆ
合同会社Ｂ・Ｃ
代表社員　中野谷一貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日
東京都新宿区大久保一丁目一二番三号八〇五
合同会社　珍
代表社員　趙　慶煥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日
石川県金沢市高尾南三丁目八八番地一
合同会社多川自動車
代表社員　多川　外之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社心の杜明日華とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日

長野県松本市会田三六三番地四

しなの里明日華合同会社

代表社員　上條　政次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日

北九州市戸畑区浅生三―七―二―四〇一

合同会社Ｏｒｂｏｈ―Ｊａｐａｎ

代表社員　内山　絢登

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日

沖縄県那覇市壺川二丁目六番地一五―二階

合資会社かみや産業

代表社員　神谷　務

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日

沖縄県那覇市壺川二丁目六番地一五―二階

合資会社ＫＭ

代表社員　神谷　務

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日

仙台市青葉区本町一丁目一三番二二号

データコム株式会社

代表取締役　小野寺修一

効力発生日変更公告

当社は、令和八年八月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年七月三十一日

大阪市北区西天満五丁目一四番七号

株式会社ＴＯＹＯ　Ｈ＆Ｉ

代表取締役　山口　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は令和八年七月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.sanyu-co.co.jp

令和八年七月三十一日

東京都大田区南雪谷二丁目一七番八号

サンユー建設株式会社

代表取締役　馬場宏二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月三十一日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング内ｘＬＩＮＫ丸ビル#一五

ＭＶＰジャパン株式会社

代表取締役　渡辺　照正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八七、三〇五、七四八円減少し金八〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十八日であり、株主総会の決議は、令和八年八月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十六日

掲載頁　七十八頁（号外第十六号）

令和八年七月三十一日

東京都渋谷区南平台町一六番二八号

株式会社フクロウラボ

代表取締役　清水　翔

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　産経新聞

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　二十二頁

令和八年七月三十一日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号

株式会社産経デジタル

代表取締役　大塚　創造

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月三十一日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル三階

ＶＮＫ株式会社

代表取締役　美濃　公英

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月九日

掲載頁　八十三頁（号外第一二七号）

令和八年七月三十一日

岐阜県郡上市白鳥町向小駄良八〇九番地の一

ダイアトップ株式会社

代表取締役　辻岳　勝広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月三日であり、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　一〇八頁（号外第一二〇号）

令和八年七月三十一日

福岡県北九州市若松区響町一丁目九四番地四

株式会社響灘火力発電所

代表取締役　六反田則幸

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億七千四百六十七万二千三百三十五円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　伊勢新聞

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　四頁

令和八年七月三十一日

三重県四日市市桜町五四七五番地の一

株式会社高野

代表取締役　髙野　泰宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千四百九十八万七千五百三十七円、資本準備金の額を八億三千九百四十二万九千七百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月九日

掲載頁　八十四頁（号外第一五四号）

令和八年七月三十一日

茨城県つくば市吾妻一丁目一〇番地一

株式会社アークメディスン

代表取締役　田中　圭悟

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億三千七十二万七千四百九十四円、資本準備金の額を五十五億九千五百九十一万六千九百六十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月三十一日

東京都墨田区錦糸四丁目一七番一号

株式会社アストロスケールホールディングス

代表取締役　岡田　光信

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千万円、資本準備金の額を二億二千万円減少し、それぞれ一億円、五億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://e-kokoku.biz/gachaco

令和八年七月三十一日

東京都港区芝公園二丁目八番二号ＴＨＥ　ＯＲＮＥＲ芝公園四階

株式会社Ｇａｃｈａｃｏ

代表取締役　廣瀬　正英

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千二百五十万円、資本準備金の額を一億三千二百五十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月三十一日

東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一一号

ＯＰＴ　ＬＩＮＫ株式会社

代表取締役　矢作　真美

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する全株式（普通株式、Ａ種類株式、Ｂ種類株式）一株を八株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月三十一日

長野県埴科郡坂城町大字坂城九三三六番地

株式会社テイク

代表取締役　竹内　敏也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

北海道網走郡津別町字新町七番地

道東資材株式会社

代表取締役　大越　敏弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

北海道網走郡津別町字相生四六番地

阿寒木材株式会社

代表取締役　大越　敏弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

北海道稚内市潮見二丁目五番一七号

株式会社佐野商店

代表取締役　金森　慎二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

栃木県日光市中央町一番地六

日光線通運株式会社

代表取締役　谷澤　毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

新潟県小千谷市大字稚生乙六六四番地

理研精機株式会社

代表取締役　西川　正男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

静岡県磐田市新開四四〇番地

乗松建設株式会社

代表取締役　乗松千代子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

愛知県名古屋市港区入船二丁目二番二八号

山本運輸株式会社

代表取締役　山路　昌弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

名古屋市東区徳川町六一一番地

東海高分子化学株式会社

代表取締役　筒井　宣政

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三十一日

山口県下関市竹崎町四丁目六番八号

関光ロジＮＥＸＴ株式会社

代表取締役　入谷　一成

合併につき株券等提出公告

当社はＯＱＩ01株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月三十一日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＯＱＩ01　Ｓｅｃｏｎｄ株式会社

代表取締役　三宅　誠一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資総口数三十五億口のうち三千二百万口を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月三十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ｓｈｉｊｏ　Ｒｅａｌ　Ｅｓｔａｔｅ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十一万七千口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月二日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス3特定目的会社

取締役　髙山　知也

限定責任信託終了の公告

当信託は信託行為の定めるところにより終了しましたので当信託に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

東京都千代田区麹町四丁目八番地麹町クリスタルシティ九階

久我山三丁目ほがらかリバースモーゲージ限定責任信託

清算受託者　ほがらか信託株式会社

代表取締役　中村　雅男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月三十一日付官報の号外第七十六号八十三頁に掲載されています。

令和八年七月三十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　ＤＨ4　Ｅｘｃ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億二千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号六十頁に掲載されています。

令和八年七月三十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

早島４ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十三日

掲載頁　二一七頁（号外第五十二号）

令和八年七月三十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＤＨ－ＣＲＵＸ　Ｊａｐａｎ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号五十九頁に掲載されています。

令和八年七月三十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

昭島１ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億一千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年七月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス３特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十四億三千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmz4/

令和八年七月三十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＯＣＪ１２

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001245/t48n/

令和八年七月三十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ｓｈｉｊｏ　Ｒｅａｌ　Ｅｓｔａｔｅ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14448/14448.html

令和八年七月三十一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ナイン

特定目的会社　取締役　福永　隆明

訂正公告

令和八年七月一日（号外第一四七号）掲載の第十五期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月三十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一号

ＳＢＩ　ＦｉｎＴｅｃｈ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ株式会社

代表取締役　金子　雄一

訂正公告

令和八年七月二十九日（号外第一七〇号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、「甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました」とあるは、「乙は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにいたしました」の誤りにつき訂正いたします。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十一日

広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一

（甲）株式会社木下組

代表取締役　神原　雅弘

広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一

（乙）株式会社木下エネルギーソリューションズ

代表取締役　神原　雅弘

訂正公告

令和八年七月二十四日（号外第一六六号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、乙の「代表取締役　磯田　一郎」とあるは「代表取締役　磯田　一郎」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月三十一日

福岡県朝倉市馬田三六六番地の一

（甲）ＤＧホールディングス株式会社

代表取締役　江藤　秀平

大分県日田市本町七番三五号

（乙）株式会社大日機材

代表取締役　磯田　一郎

取消公告

令和八年六月八日（号外第一二六号）七十七頁掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲及び乙の吸収合併に係る公告のみ、甲及び乙の吸収合併の中止により取消します。

令和八年七月三十一日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一四番四号

（甲）株式会社ｒｏｓｙ

代表取締役　尾形　里菜

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一四番四号

（乙）株式会社ＳＨＡＦＴ

代表取締役　尾形　隆一

取消公告

令和八年三月二十三日（号外第六十二号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告は取消します。

令和八年七月三十一日

熊本県熊本市北区植木町田底六番地

株式会社旅行博士日本

代表取締役　黄　載皓

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八九		（原稿誤り）	局組織規程の一部を改正する規則）	局組織規程の一部を改正する規則）
〃		改正後欄終りから一五	［2～4　略］	［2～4　略］
〃		改正前欄一四	（地方事務所及び支所の分課）	（地方事務所及び支所の分課）
〃		［2～4　同上］	第三条　［略］	第三条　［同上］